

三田市立図書館資料除籍細則

平成2年4月1日実施
平成31年3月1日改訂

1. 一般書

1. 常に新鮮で適切な資料構成を維持するとともに、資料の効果的運用と書庫の効率的管理を図るため、継続的に資料の除籍を行う。
2. 各分野別の除籍基準は次のとおりとする。

(1)0 類(総記)

- ア. 情報科学については、技術革新が激しい分野なので、内容的にも古くなり、利用の低下したものは除籍することができる。
- イ. 図書館・図書・書誌学については原則として除籍しない。
- ウ. 百科事典は古くなって資料価値が低下したものは除籍することができる。
- エ. 一般論文・講演集・雑著は、資料価値が低下したものは除籍することができる。
- オ. 年鑑・名鑑・白書等は、所在不明の場合を除いて原則として除籍しない。

(2)1 類(哲学・心理学・倫理学・宗教)

- ア. 哲学書は、入門書・概説書で内容的に古くなったものは除籍することができる。
- イ. 心理学については、通俗的な解説書の類で、内容的に古くなったものは除籍することができる。
- ウ. 心霊研究・易占いについては、通俗的なもので、利用の低下したものは除籍することができる。
- エ. 倫理学については、通俗的な教訓書の類で利用の低下したものは除籍することができる。
- オ. 宗教については、通俗的な解説書・随筆風の著作で利用の低下したものは除籍することができる。ただし、代表的な宗派・経典の解説書は、これに代わる新しいものがない場合は原則として除籍しない。

(3)2 類(歴史・伝記・地理・紀行)

- ア. 歴史については、通俗的な歴史読物・解説書の類で内容的に古くなったものは除籍することができる。
- イ. 伝記については、内容的に古くなったものは除籍することができる。
- ウ. 地理・紀行・案内記については、内容の古くなったものは、これに代わる新しいものがある場合のみ除籍することができる。
- エ. 地図については、内容の古くなったものは除籍することができる。

(4)3 類(社会科学)

- ア. 社会思想については、通俗的な入門書・概説書の類で内容的に古くなったものは除籍することができる。
- イ. 政治については、時宜にそぐわなくなったものは除籍することができる。
- ウ. 法律については、旧法に関する通俗的な解説書の類は除籍することができる。
- エ. 経済については、時宜にそぐわなくなったものは除籍することができる。
- オ. 財政については、税金に関する通俗的な解説書の類で、時宜にそぐわなくなったものは除籍することができる。
- カ. 統計については、入門書や概説書の類で内容的に古くなったものは除籍することができる。
- キ. 社会学については、時宜にそぐわなくなったものは除籍することができる。
- ク. 教育については、躰など家庭教育関係の実用書で利用価値の低下したものは除籍することができる。
- ケ. 風俗・習慣については、冠婚葬祭関係の実用書で利用価値の低下したものは除籍することができる。
- コ. 軍事については、歴史的な資料価値がないものは除籍することができる。

(5)4 類(自然科学)

- ア. 自然科学については、通俗的な入門書・概説書で内容的に古くなったものは除籍することができる。
- イ. 医学、薬学については、内容的に古くなったものは除籍することができる。

(6)5 類(技術・工学)

- ア. 技術・工学については、内容的に古くなったものは除籍することができる。
- イ. 婦人・主婦向けの実用書の類で内容が古くなったものは除籍することができる。

(7)6 類(産業)

- ア. 産業については、通俗的な概説書や実用書で内容的に古くなったものは除籍することができる。
- イ. 通信事業については、技術革新の激しい分野なので、内容的に古くなったものは除籍することができる。

(8)7 類(芸術)

- ア. 美術・音楽・演劇については、随筆風に書かれた解説書の類で利用が低下したものは除籍することができる。
- イ. 工芸やスポーツの技術指導書は内容的に古くなり実用的価値が低下したものは除籍することができる。
- ウ. スポーツ・ルールの解説書で旧ルールに関するものは除籍することができる。

(9)8 類(言語)

- ア. 実用書の類で利用価値の低下したものは原則として除籍することができる。

- イ. 体系的に編集された全集は、それに代わる新しいものがない場合には原則として除籍しない。

(10)9 類(文学)

- ア. 俳句等の実作指導書で利用の低下したものは除籍することができる。
- イ. 随筆は利用の低いものは除籍することができる。
- ウ. 日記・紀行は利用の低いものは除籍することができる。
- エ. ルポルタージュは利用の低いものは除籍することができる。

2. 児童書

各分野別の除籍基準は一般書に準ずるが、児童書の場合、特に現在使われている教科書の内容等を考慮して除籍を行う。

3. ヤング・アダルト図書

児童書に準ずる。

4. 参考図書

参考図書は汚損、破損、弁償、不明の場合を除いて原則として除籍しない。

5. 外国語資料

1. 各分野別の除籍基準は一般書に準ずるが、外国語資料は出版点数が少ないので出版動向にも留意しながら除籍を行う。
2. 国際姉妹都市関係の図書は原則として除籍しない。
3. 文学作品は原則として除籍しない。